

質問回答書

業務委託名：蓄電事業参入可能性調査業務委託

1 入札参加資格に関する質問・回答（受付順）

No.	回答日	質疑内容	回答事項
1	8/1	1 同種業務実績調書（実施要領）について 「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業のうち、発電事業又はそれ以外における民間活力導入の実現可能性調査・検討業務」とありますが、「それ以外」には、特段限定はないのでしょうか。すなわち、民間活力導入の実現可能性調査・検討業務に該当するならば、全て同種実績として認められるのでしょうか。	・ご認識のとおりです。なお、同種業務実績調書（別紙5）の注1に記載のとおり、より同種性の高いものを記載してください。
2	8/1	②各種届出や企画提案・見積は弊社代表者名にて提出し、契約も代表者名で締結予定です。その場合、別紙9による代理人の指定は不要と理解しておりますが、念のため確認させていただけますと幸いです。	・ご認識のとおりです。
3	8/1	委任状（別紙9）について、提案書を持参にてご提出する場合であっても、持参者を代理人として指定しておく必要は特段ないと理解してよろしいでしょうか。また、左記事由により代理人指定が必要な場合は代理人指定を行いますが、その場合であっても、企画提案・見積提出や契約書締結は代理人名ではなく代表者名で行う想定ですが、問題ありませんでしょうか。	・ご認識のとおり、持参者の委任状は不要です。

2 企画提案書に関する質問・回答（受付順）

No.	回答日	質疑内容	回答事項
1	7/31	<同種業務実績調書> ・同種業務の実績証明書類として、「履行したことが確認できる業務完了検査書等の書面の写し」が必要と承知しておりますが、当該履行の証明として、過去実施した業務の報告書の表紙を用いることは可能でしょうか。 ・また、業務完了検査書については、弊社から委託元である自治体に発出した文書でも実績証明書類としてご認識いただけるか、併せてご確認をお願いいたします。	・報告書の表紙で、同種業務実績調書（別紙5）の業務概要が確認でき、かつ、発注機関の証明（発注機関の受付印など）が必要です。 ・自治体に発出した文書の場合も上記と同様です。
2	7/31	<使用印鑑届出書> ・使用印鑑届出書において「社印（角印）」と記載されておりますが、弊社では丸印の社印のみを所持しております。この場合、丸印の社印を使用しても差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか。	・差し支えありません。
3	7/31	<業務委託契約書（案）> ・契約書（案）には「第三者への再委託は禁止」との記載がございますが、最終的に締結される契約書においても、同様に再委託は禁止とされるご予定かどうか、ご教示願います。	・契約書（案）には「第三者への再委託は禁止」は記載されます。ただし、業務の全部又は主たる部分の再委託を禁止するもので、業務の一部の再委託であって、あらかじめ発注者の承諾を得る場合は、この限りではありません。
4	8/1	2 審査基準表について 「会社の業務実績」について、「『公共事業のうち発電事業又はそれ以外の民間活力導入の実現可能性調査・検討業務』・・・の十分な実績を有しているか。」が評価内容とされていますが、件数の多寡は審査の対象となるのでしょうか。もし件数の多寡が審査対象である場合、上限数をお示しいただけると幸いです。	・審査基準表の評価内容に記載のとおり、件数の多寡は含まれません。
5	8/1	① 見積書は押印不要と理解してよろしいでしょうか。	・ご認識のとおりです。
6	8/5	①別添2ページ目に記載されている【評価基準(5段階)】と「5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。」と記載されている採点方法の違いについて質問します。 例えば提案内容3では、「提案内容の的確性」・「提案内容の実現性」も【評価基準(5段階)】の採点方法をベースにしますが、審査員によっては3段階だったり2段階だったりするということでしょうか。異なる場合はその採点方法をご教示ください。 また企画提案内容の各評価項目（「提案内容の的確性」・「提案内容の実現性」等）の配点をご教示ください。	・審査員によって、3段階や2段階で採点することはありません。 ・各評価項目の配点に差異はありません。
7	8/5	②別紙6配置資格者経歴書の備考に「同種業務の経歴は複数記載しても構わない。」と記載がありますが、審査では同種性の高い業務が多いほど高得点になりますでしょうか。	・審査基準表の評価内容に記載のとおり、件数の多寡は審査の対象ではありません。なお、配置資格者経歴書（別紙6）の注2に記載のとおり、より同種性の高いものを記載してください。

8	8/5	③同種業務実績調書の「契約書及び履行したことが確認できる業務完了検査書等の書面」はテクリスの登録内容確認書がある場合はその写しでよろしいでしょうか。	・テクリスの登録内容確認書は、契約書及び履行したことが確認できる書面に該当しません。
---	-----	--	--